

エコのすゝめ



緑のカーテンを始めよう!

●緑のカーテンとは?

緑のカーテンとは、アサガオやゴーヤのようにつるを何かに巻き付けて伸びる種類の植物(つる性植物)で作る、自然のカーテンのことです。夏の暑い日には、葉の間を天然のエアコンのような涼しい風が吹き抜けてきます。また、野菜の収穫もできるので、とても楽しいカーテンなのです。



▲昨年行った市役所南別館の緑のカーテン

●どんな所でできるの?

緑のカーテンとして育てる植物はプランターで育てることもできるので、広いスペースや特別な設備は必要ありません。支柱とネットを立てることができれば、マンションのベランダでも行うことができます。



●涼しくなる仕組み

窓の前に葉を生い茂らせることで、部屋に入ってくる日光を少なくすることができます。また、人間が暑いときに汗をかくように、植物も葉から水分を蒸発させて熱を下げています。これにより、空気の温度が下げられて、涼しい風が部屋の中に入ってくるのです。これを葉の蒸散作用といいます。



●緑のカーテンに適した植物

☆ゴーヤ☆



緑のカーテンといえばゴーヤというほど、ここ数年で全国的にメジャーな野菜となりました。暑さと強い日ざしに強く、日よけを目的とした緑のカーテンには最適の植物です。

☆アサガオ☆



日本で古くから親しまれていくつる性の植物です。小学校の教材でも用いられるように、成長が早く育てやすく、手軽に楽しめます。花は午前中のうちに萎んでしましますが、ヨルガオと一緒に育てると朝も夜も鑑賞できます。

▼問合せ先 生活環境課

境係 ☎72・2111

内線152



消費生活相談室

クーリング・オフって何?

クーリング・オフ制度とは?

消費者が契約した後で冷静に考え直す時間を与え、一定期間内であれば無理由・無条件で契約を解除できる制度です。これは、「契約は守らなければならない」とする原則の例外であり、クーリング・オフできる取引は法律や約款などに定めがある場合に限りです。

クーリング・オフを行なうには?

- ①内容証明郵便かはがきで契約相手の会社に通知する。
- ②はがきの場合、両面をコピーして証拠を保管し、簡易書留などで通知するとよい。
- ③クレジット契約の場合、クレジット会社にも通知する。

【主な取引のクーリング・オフ期間】

取引内容	期間※
訪問販売	8日
電話勧誘販売	
特定継続的役務提供 (エステ・学習塾など)	20日
マルチ商法 内職・モニター商法	

※クーリング・オフの起算日は、契約書面を受け取った日

【記載例】

契約解除通知書

契約年月日 平成〇年〇月〇日
 商品名 〇〇〇〇〇
 契約金額 〇〇〇〇〇円
 販売会社名 〇〇株式会社
 販売員氏名 〇〇〇〇氏

右記の契約を解除します。なお、支払済の〇〇〇〇円を返金し、商品を引き取って下さい。

平成〇年〇月〇日
 〇〇市〇〇町〇丁目〇番地 氏名〇〇〇〇

小都市消費生活相談室

- ▶窓口開設日 毎週月・火・木・金曜日
/午前9時～正午、午後1時～4時
- ▶問合せ先 小都市消費生活相談室
☎72-2111内線144

